

闇に突き進む岸田政権と社会  
——いま、何をすべきか——  
「性差別を超えられない社会」

同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科教員  
岡野八代

# みなさんと、是非とも考えたいこと

日本における人権意識について（マイノリティを理解するといった意識？上から目線？）、差別とはなにかを通じて考える＝(性)差別温存政治について理解する。

## ・簡単な自己紹介

### ・人権とは？

——人権と性差はどう関係してきたのか？

### ・差別とは？

——なにを少数者は求めてきた/ いるのか？

なぜ、日本社会は、闇に突き進んでいっているのか？

# 2018年7月28日大阪での杉田水脈記事抗議デモにて ：〈LGBT問題を、政治的に利用するな〉の声に対して



- 国会議員の仕事は、法律や制度を作ることです。法律や制度とは、いったん成立すると、否応なくさどんな人にも、その政策に反対している人でさえ適用されます。国会議員が、見たことも想像しなかったこともない人も、その制度に従わなければなりません。だからこそ、日本国憲法では、どんなひとでもその人なりの幸福を追求できる権利があること、**すべての人は幸福に値する価値、すなわち尊厳があり、法制度は、その尊厳を最大限認めるよう作れ、**と命令しているのです。誰に向かって命令しているのですか？杉田議員含めた国会議員たちに対してです。そして、国会議員には、人生観や主義主張以前に、この憲法を守る義務があります。
- **印象的なコメント：**岡野はカムアウトしてこなかったのだから、レズビアンとして差別されてこなかったのではないか？(雑誌『Over』vol.2 (2020年)「差別が差別と認識されない国に生きて」も参考にしてください。)

# 1) そもそも、人権とはなんだろうか？

- どういうときに、「人権」を意識しますか？
- もっとも単純な、人権の定義＝「人間であるかぎり、あらゆる人に備わっている諸権利」

＝人権のパラドクス

人間とはなにか（＝人間の本性）？

人間とは誰か（＝歴史上、人間から排除されてきた人びと）？

現在においては、国家が諸権利を保障する主体である＝国民でないと、差別を受けても「当たり前」？

# 人間とはなにか？ この問いと、性差との関係 ——哲学者たちは、どう語ってきたか？

- この問いは、そもそも人間はなぜ、他の動物と違っているのだろうか？という問いを通じて、哲学者たちは答えを見いだそうとした。

古代ギリシャを代表する哲学者アリストテレス

「家畜はその自然が野獣より優れたものだが、しかしこれら家畜の凡てにとっても、人間に  
よって支配されることが善いことだからである。そうされることによって彼らは救いを得る。差別の自然化  
からである。そしてさらに、男性と女性との関係について見ると、前者は自然によって優れ  
たもので、後者は劣ったものである。また前者は支配する者で、後者は支配される者である。  
[...]他の人々に比べて、肉体が魂に、また動物が人間に劣るのと同じほど劣る人々（このよ  
うな状態にある人々というのは、その働きが肉体を使用することによって、そして彼らの為  
しうる最善のことはこれより他にないといった人びとのことである）は、誰でも皆自然に  
よって奴隷であって、、、」。

「自然は肉体をも自由人のと奴隷のとでは異なったものとして、すなわち一方のは生活に必  
要な仕事に適するほど丈夫なものとして、他方はまっすぐで、かような労働には役に立た  
ないが、しかし国民としての生活には有用なものとして作る意向をもっている」（『政治  
学』第一卷第六章）。

パターンリズム？

差別の自然化

肉体労働への蔑視

# 労働者や女性は、参政権から排除されてきた

- 労働者に初めて普通選挙（収める税金の制限なし）が実施されたのは、フランス革命の最中、1792年。「21歳以上、居住1年以上の男性で、**貧民救助を受けず**、また**家僕でない**ものに等しく選挙権を認める」。
- 女性に初めて選挙権が認められたのは、1893年ニュージーランドが初めて。
- 日本では、1945年12月の改正選挙法で、フランスでは、1945年4月30日ようやく参政権法案が採択される。

労働者や女性は、どういう理由で、選挙権から排除されてきたのだろうか？



2017年公開、イギリス女性参政権100周年(1918=1928)を記念して

# 人権からみる、「性」差別とは？

- ひとが生まれながらにして持っていると考えられてきた権利（＝自然権）は、時代によって変化する。教育を受ける権利、働く権利、幸福を求める権利、政治的参政権、福祉を受ける権利、家族となる権利など
- ←排除されてきた者を中心とした運動によって広がってきた
- さらに、人権として認められた諸権利を定義し、保障するのは、国家である。十分な権利をもつに値するひとと、そうでないひと、国家が決めてしまう。

## 人権の歴史からみる、人権のパラドクス

＝現在、国家により保障されている人権は、人権としてはもはや意識されない。人権に訴えないといけないひとは、当然享受できる権利と思われていない権利、あるいは、区別されて当然と思われている人たちから要求される権利。

⇒ 国家は男女の違いを前提に、男として生きるにふさわしい権利を、女として生きるにふさわしい権利を、それぞれ別個に想定してきた＝国家は人口管理のために、家族制度を通じて生殖能力を管理する。

⇒ 性差・ジェンダーをめぐるのは、時代・文化・社会状況をつうじて、各人の意識、そして夢見る内容が異なってくる。その変化を無視して、旧態依然の制度を維持している状態が、差別につながっていく。

## 2) 差別とはなにか？

＝ひとつの社会を構成する成員からの排除

- 「尊厳」を保障することと、不快感からの保護とは違う

「尊厳という言葉で私が指しているのは、人々が暮らす共同体の中で誰とでも平等なものとしての彼らの地位、基本的正義への彼らの権限、彼らの評価に関する基本的な事柄である。その意味での尊厳は、攻撃からの保護を必要とすることがありうる。とりわけ、ある任意の集団のすべてまたはほとんどの成員が、彼らの人種や、何かその他の属性的な特徴のゆえに、しっかりした立場をもつ社会の成員として扱われるのに値しないと主張するような、集団に向けられた攻撃からの保護を意味している」[ウォルドロン：125]。

尊厳への攻撃とは、「社会の中で物事が彼らとの関係でどうあるかとかかわるのであって、物事が彼らにとってどう感じられるのかとは関係がない」[ibid.：126]。

＝市民という「社会的地位」に対する攻撃である

＝市民（社会的にしっかりと安定した地位にあること）、人間（理性、理解力、自由意志、自己尊重）という価値を貶める行為である

⇒ある社会で善く生きるための手段（＝諸権利） / アクセスに欠く状態  
⇒自分自身にとっての「幸福とはなにか」を、ひとから強制される状態



ジェレミー・ウォルドロン、谷澤・川岸訳『ヘイト・スピーチという危害』（みすず書房、2015年）。

# 差別はどのような形で現れるのか？

- そもそも、社会のなかで、同等な構成員として認められない集団がある。Ex. 合衆国において、市民権が認められなかったかつての黒人たち。

＝同等の市民として扱われないがゆえに、自分たちで助け合い、自分たちの文化を作り、ゲットーのようなコミュニティを形成し（というか、その他には住まいすら見つからない）、差別する白人たちに抵抗するために、独自の言葉すら編み出していく。

## 明白な差別制度・奴隷制度の存在

＝社会がある集団を、同等な構成員から排除している

- 明白な差別制度・奴隷制度がなくなったのち

＝マジョリティから見ると、異なる生き方、文化、集団性をつくりだしているように見える。

＝自分たちと異なる価値観をもつゆえに、彼女たち・かれらに差別される理由があるかのように考えられ始める。

そもそも、社会構造上の差別ゆえに、主流社会から排除されていたという社会の問題から、**個人の属性のように**考えられていく＝**差別の根幹**

# 「不快を与えること」と「尊厳を傷つけること」 ——日本では、前者に焦点があてられる。

- 角田由紀子「セクシュアル・ハラスメント——福岡裁判から24年目の到達点」『ジェンダーと法』No. 11 (2014).

日本で初めてのセクシュアル・ハラスメント (SH) 裁判＝福岡裁判 (89年提訴、92年に、ほぼ全面的勝利)

「第一号裁判の福岡事件で力を注いだ論点の一つは、それが**性差別**であり、SHは、性的自由の侵害という手段で労働の権利、勉学・研究の権利、場合によっては生存の権利が侵害される二重三重の人権侵害であることであった」が、しかし、日本の場合は、単なる**不法行為**として処理されるために、「SHが発生する土台である**性差別問題への認識は消えた**」(11).

⇔合衆国においてSHは、1986年に、公民権法第7編（人種、皮膚の色、宗教、性又は出身国を理由とする雇用差別を禁止し、義務主体である使用者の民事責任を問う）の**性差別**にあたるとして、法的に確定（キャサリン・マッキノンの法理が強く影響）

日本の裁判では、個々の不法行為として認定されるので、つねに、被害者がどれくらいの被害にあったか、その不快感を立証しないといけない＝個人の主観によって加害性が左右されるとの批判がつねに付きまとう。

# 神谷悠一『差別は思いやりでは解決しない—— ジェンダーやLGBTQから考える』（集英社新書、2022年）。

- 日本では、差別が社会構造・社会のしくみ・法律の不備のために、ある特定の属性・特徴をもつ人たちを、同等の構成員として認めない（＝そのひとが幸福に生きるための手段を欠いた状況を余儀なく生きている）ことから生じることが理解されない。つまり、マジョリティと同じ権利をもち、その権利は尊重されないといけないという権利問題であることが理解されない。したがって、善く生きるための手段をかけた現在の社会制度や法制度を改革しないといけない、という訴えであることが理解されない。差別の解消は社会制度の変革であるにもかかわらず、権利を欠いた**少数者への注目**で終わらせる。

なぜ、日本では、差別問題が「思いやり」問題になっていくのか？＝「よく、人権というと、「権利、権利と主張しすぎ」といったことが言われます。しかし、日本にはそもそも、「性別」や「人種」といった個別の人権に関わる法律が少なく、人権一般をカバーする法律も、かなり乏しい状況にあります。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」という、人権一般を正面からとらえた、日本では数少ない法制度があります。・・・「**心がけとか思いやり**とか、私人間の関係性のレベルにとどまっている」という指摘もあります」（50）。

＝現状の、誰かが安泰であり得てきた制度を動かしたくない層によって支配された社会

＝**現状維持**だけど、そのことによって、ひとびとの権利を求める声を無視して日本社会は、**闇に突き進んでいく、、、**